

マル障・マル乳などの請求方法が変わります！

平成21年5月提出分から

社保分の請求方法は併用レセプトになります。

▽▼▽次の医療費等助成事業が対象です▼▽▼

マル障（80） マル親（81） マル乳（88） マル子（88）

精密健康診査（妊産婦・乳幼児）（87）

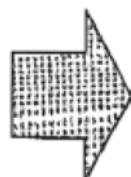
※ 妊産婦・乳幼児の一般健康診査については変更ありません。

妊娠高血圧症候群等医療費助成事業（87）

◎ 国保分の請求については、従来どおりです。

平成21年4月提出分まで
(現行どおり)

社保単独レセプト
(支払基金へ)
+
10名連記式請求書
(国保連合会等へ)



平成21年5月提出分から

併用レセプトで
支払基金へ

(主な変更点)

社保分は併用レセプトで支払基金へ請求することになります。

- 社保レセプトに公費負担者番号と受給者番号を記入してください。
- 請求先は、支払基金です。
- 月遅れ分も併用レセプトで支払基金への請求となります。
- 平成21年4月11日以降、国保連合会での社保分の取扱いはなくなります。



東京都福祉保健局

Bureau of Social Welfare and Public Health

◎ 裏面もご覧ください。

Q & A

Q1 すべての医療費等助成制度が併用レセプトによる請求となるのか？

A 都及び都内区市町村が行う医療費等の助成制度における社保分の請求は、併用レセプトに変わります。（国保分は従来から併用レセプトでの請求です。）
レセプトの提出先は、社保分は支払基金、国保分は今までどおり国保連合会です。

Q2 請求方法の変更は、5月提出分からか、5月診療分からか？

A 平成21年5月提出分からです。

社保分の医療費等請求書（10名連記式請求書）による国保連合会での取扱いは、平成21年4月提出分（4月10日期限）までとなります。4月の請求に間に合わないものは、5月以降併用レセプトにより支払基金へ提出してください。

※ 4月11日以降に国保連合会へ提出された社保分の10名連記式請求書は、医療機関に返戻されますので御注意ください。

Q3 月遅れ請求はどうなるのか？

A 診療月にかかわらず、平成21年4月提出に間に合わないものは、5月以降に併用レセプトで支払基金へ提出してください。

Q4 複数の公費がある場合はどうなるのか？

A 他公費の自己負担額を助成する場合（自立支援医療とマル障の併用など）も、平成21年5月以降は、社保分、国保分ともに併用レセプトでの請求となります。
記載方法などの詳細は平成21年3月上旬頃、東京都福祉保健局ホームページに掲載するほか、支払基金から御連絡する予定です。

Q5 システム改修が間に合わない場合、従来どおり10名連記で請求してもよいか？

A 10名連記式請求書については、4月提出期限以降、国保連合会では受け付けません。
また、支払基金においては10名連記式請求書での審査はできません。
5月提出（請求）に間に合うように改修をお願いします。

東京都福祉保健局保健政策部医療助成課助成係

電話 03-5320-4282

東京都福祉保健局ホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/>